住宅復興

計畫案なる

戰後の應急住宅並に補充住宅に付ては現在迄に住宅營團の應急住宅と縣の計畫してゐる庶民住宅並に自力復興に依る住宅の建設に依て今日迄縣下に於て九千戸の建設を見てゐる都市計畫に依る區劃整理案も漸く完成に近く此處に本格的都市復興の計畫を樹立されるのである

現在迄の建築は戰災都市に於ける假設建築物に過ぎないため將來移轉の餘儀ない場合も生するから結局定住の場所でない、今後に於ける建築物は郡市の一部を構造しながら安定の住居を定める事になる

昭和二十三年度より五ケ年間に建設する公營住宅並其他住宅建設計畫案

戰災に依りて燒失した戸數は和歌山市に於ては五萬戸の中三萬戸、新宮市に於ては四、〇〇〇戸の中二、三〇〇戸である、現在迄に建設した住宅は和歌山市に於て一ケ月自力復興二五〇戸、新宮市に於ては二〇戸の建設速度である。以上の建設速度で兩市の都市復興を促進して行くなれば、和歌山市一ケ年間三、〇〇〇戸、新宮市二五〇戸である。然しながら和歌山市に於て五ケ年後に約二萬戸新宮市に於ては二、〇〇〇戸の住宅を建設しなければならない。其處で自力復興のみにては必要戸數(戰前の戸數)の建設は及つかなく此處に各々公營住宅の賃貸住宅を加算して戰前の都市を構築致したいのである

即ち和歌山市に於ては一ケ年間庶民住宅約一、〇〇〇戸、新宮市に於ては一五〇戸の住宅を建設しなければならない

住宅復興の緊急對策として既存建物の轉用余裕住宅の開放等をなし恒久對策として區劃整理終了地より本建築を實施するものである

認定農藥

農家の農藥の智識の欠如と使用技術の未熟にかかえて人生の風波の中にもまれて行かねばならなかつた。亡夫の影像に絶つて、試行錯誤をつづける彼女を世間は「貞婦の鑑だ。けなゐな女性だ。」といつて唯、言葉の上だけで讃美した。こうした世間の好意が彼女には却つて冷酷に感じられた。それはとりもなおさず世間が彼女に示す冷酷そのものでしかなかつた。父もなく兄弟もなく親戚もなく最も淋しい最も孤獨な母と子に殘された道はこの道だけであろうかと抗議したくなる彼女であつた。

「愛妻に死なれて一時は途方にくれていろいろと考えた。しかし私の視野はあまりにもせまかつた。終戰前迄、私たちを、感激させた倫理はもはや私たちの胸をゆすぶらない。あなたさえよかつたら、あなたの夫として、和須川氏の言葉……

「世間の聲にまどわされまい。自分の意志にしたがつて自分の頭で考えて自分の足で歩こう。蒼白くやせ細る母と子は貞婦の名のみに甘んじて生きていることは果して幸福と言えるだろうか。」と考えた彼女は亡夫の寫眞に向つて「世間の聲にまどわされまい。自分の意志にしたがつて自分の頭で考えて自分の足で歩こう。蒼白くやせ細る母と子は貞婦の名のみに甘んじて生きていることは果して幸福と言えるだろうか。」と考えた彼女は亡夫の寫眞に向つて「お前の思うように進むがよい。」さういつてやさしく笑みかけてくる亡夫を意識した。

千鶴は外に出た。まぶしい陽の光は千鶴の心に明るい希望をみなぎらせた。

「さうだ古い自分は古い日本と共に既にエピローグした。新しい日本の新しい倫理に生きて須川さんとの生活をプロローグするのだ。」と心につぶやきながら限りなく、廣い青い空に向つて思いきり大きな深呼吸をした。

もうない心で對することができた。

☆コント☆

エピローグ・プロローグ

南風生

戰爭末亡人として山下千鶴は一粒種の和夫を夫君の父として私は全責任をもちたい。」と語つて歸つていつた

▲『時』は流れる。劫初から永劫へ!!永劫から無始から無窮へ!!

▲喧嘩がオッ始まろうが、餅が搗けまいが、一切地震が搖ろうが、一切は流れる。▲一瞬の休……嚴そかに……『時』は流れる。斯くして昭和二十二年も今まさに暮れなんとする。▲去る九月の末に孤々の聲をあげた本紙も本號をもつて當年を送る。▲生れ落ちるや否や、ヤレ鼻が低いの色が黑いのとサンザ批評を受けながらも、また多方面の温い愛撫のうちにどうやらこゝまで育つて來た。▲鬼に笑われるかも知れぬが、來年こそ更にお乳もたつぷり飲み、可愛いものに育て上げて縣民各位の御期待に添いたいものと編輯室一同張り切つている。▲どうか來年こそ皆様から絶大なる御指導と御愛顧を賜わらんことを切願する(M)

發行所 和歌山縣庶務課
和歌山市小松原通
和歌山縣庶務課
編集兼發行人 遠藤
印刷所 和歌山縣印刷所
定價(送料共)一部六十錢

◎本紙は縣民皆様の新聞です。論文、隨筆、小品その他縣政に對する御意見或は本紙編集に關する御注意等如何なるものをも歡迎致します。但し原稿には住所氏名明記下さい。紙上匿名は自由です。

地方自治法の改正

——地方公共團体の權能更に強化——

地方自治法の改正された。去る五月三日にこの法律が施行になつてから八ケ月目の十二月十二日、地方自治法改正法律が公布され、その一部分を除いて新年一月一日から施行になる。

改正の眼目は地方公共團体の權能が更に強化された点である。市制、町村制あるいは府縣制の時代から、今日との分けるのが今までの地方自治法にいたるまで、そこに地方自治制度の進歩のあとがみられるが、地方公共團体の權能の規定については、さまつて「地方公共團体はその公共事務ならびに從來および將來法令によつてその團体に屬する事務を處理する」といつている。それがこの改正で「その區域内における其他の行政事務で國の事務に屬しないもの」があらたに追加された。

地方公共團体の事務を固有事務と委任事務とに分けるのが今までの通念であつたが、團体が、「その區域内における其他の行政事務で國の事務に屬しないもの」を行いうるようになつた今日、この考え方は少しく改めざるを得ない。

☆

地方公共團体の權能が擴大された結果は、團体の立法手段である條例制定權も强化された。條例はいまゝでその團体の固有事務について規定されるのが原則であつたが、その範圍がいちじるしくひろまつた。また行政事務の處理に關しては、法令に特別の定めがあるものを除いては必ず條例でこれを定めなければならないようになつたことも注意すべきであらう。

☆

條例制定權强化の一面として、その罰則も甚だ重くなつた。今までは輕い過料の程度を出なかつたのであるが、改正によつて二年以下の懲役、禁錮または十萬圓以下の罰金、拘留、科料、沒收などの刑を科することができるようになつた。

☆

改正による地方公共團体の權能强化と關聯して、地方自治に關する法定主義の徹底もみに、一つの目標を以てのがせない。地方公共團体に關する限りは、行はれたものであるが、それでもこれに隨伴すべて國會に直結させた。條例はいまゝでそして地方自治法中の各の項に行政廳の介所にわたつて思いつきて改めたというところ在をできるだけ排除しようとしている。內務省の解体もこの線に沿もののほか改正箇所の つて行はれたのであ項目をあげると次のよる。そのあらわれの一つとして、條例制定について、監督行政廳の許可を必要としないようになつた。從來の條例のうち、市町村および選擧人名簿作成、立會人と政党との關係、決戰投票、補充選擧期日などについて改正された。

☆

この改正は右のように、一つの目標を以て行はれたものであるが、それでもこれに隨伴して地方自治法中の各團体に關する限りは、(イ)市町村の廢置分合について、監督行政廳の許可を必要としないよう規定が多少變更になつた。

(ロ)選擧に關するものについて。選擧人名簿作成、立會人と政党との關係、決戰投票、補充選擧期日などについて。選擧人名簿作成、立會人と政党との關係、決戰投票、補充選擧期日などについて改正された。

(ハ)議會に關するもの

(イ)議會の豫算案修正權の明期化

調査のため議會が選擧人などに對する出頭要求權の附與、議會圖書室の設置などがある。

(ニ)執行機關について

知事、市町村長に對して、監督行政廳が、國の事務に關して一定の命令强制をなしうるようになつた。

(ホ)地方公共團体の協議會制度の廢止。

これは法律の根據を削除したまでであつて、從來の市町村會といつたこれら協議會が任意的に結成されることはさまたげない。

御希望の題目がありましたら御知らせ下さい多難のものから順次掲載いたします

昭和二十一年回顧

新憲法地方自治法の施行により地方行政は一新し首長は公選となり職員は堅苦しい肩書をかなぐり捨てゝ民衆の公僕となり地方議會の權能が擴充強化せられ新憲法の精神により民衆の總意に基き諸施策を行はれることとなつた。

終戰により加速度的にインフレは昂進し食糧事情は好轉せず我々は祖國再建危機克服のため最底生活維持に縣命の努力をなし木枯し吹荒ぶ師走を迎へ多事多難であつた昭和二十二年を史實の一頁として綴り込まねばならぬてゝにおいて過去一ケ年間のわれ〳〵の縣政の足跡を辿り新年の飛躍の基礎とせねばならぬ

一月の勞働攻勢も二、二ストで一時足踏み狀態となり四月には各種選擧が行はれ七月には紀南に水害あり八月九月と紀北が旱害に會ひ昨年末の南海大震災以來災害の連續である

縣は此の復舊に全機能をあげて當り應急恒久對策に最善をつくし縣民も協力してこれが救濟に努力した

一月には首長衆參議員地方議會議員の選擧五月三日地方自治法施行となり徒來の縣政の面目を一新し地方自治が確立せられた

即ち知事、市町村長は公選せられ町内會部落會及聯合會が廢止となり地方自治團体の意志決定機關である地方議會の權限が擴充強化せられ民衆の總意に基き強く其の意志を反映せしめた政治が行はれるようになつた。

以下縣廳各課の年間消息をかいつまんでお知らせする。

復興と民生安定特に失業對策の確立のため產業職業に關する勞働力人口の調査により行政施策の基礎とすること調査設計及國庫補助の要請をなし

農業センサスの結果二、〇三一反の水稻作付面積で農家總數八六、九七一戸であり國勢調査から總人口九五九、九九八世帶總數二一六、三九六〇帶となつた

◎自治法施行さる

（地方課）

◎新憲法施行

（社會教育課）

五月三日新憲法施行せられ自由講求參政の權利を我々は、獲得するこゝとなつた

そのため憲法精神普及のため施行記念講演會を開き廣告宣傳をなし一般浸透をはかつた

又農地制度の改革に伴ひ趣旨普及のため幻燈會懇談會を行ひ徹底を期す

道義昂揚特に交通道德昂揚のため縣下に運動を展開

連合軍援助のもと父兄と先生の會（PTA）育成のため各地に講演會を催し氣運促進をなした

◎機船底曳網の統制

（水產課）

鮮魚介配給規則及加工水產物配給規則が公布せられ主として消費地東牟婁郡の集出荷及配給の圓滑を期すること

縣漁業取締規則改正し動力付鰮船曳網（ばち網漁業）を許可漁業とすることとなる

機船底曳網漁業の統制を圖るため無許可底曳漁船の取締を強化すると共に無許可船轉換指導を行ひ

南海震災に依る被害に困る船溜船揚場及漁業共同施設並びに漁港十五ケ所の復舊に當る。

南海震災餘波被害の船人口の調査により行政溜船揚場十ケ所の測量施策の基礎とすること調査設計及國庫補助の要請をなし

新宮市三輪崎漁港の設備に對する測量調査設計及國庫補助の要請をなす。

◎農具肥料配給

（農業資材課）

本年間農業資材の配給は左の如し

機種別	配給量
犁	一、八〇〇
動力耕耘機	—
碎土機	八〇〇
沒機	六〇〇
水田中耕除草機	四、六〇〇
噴霧機	一、〇〇〇
動力脫穀機	三六八
脫穀機	一、二〇〇
摺機	一五
箕	三八〇
唐箕	一、一〇〇
繩機	—
莚機	—
切機	五〇〇
藁切機	二〇
精米機	一〇
精麥機	二〇
粉機	二〇

肥料取扱數量

窒素質肥料	六二四六
過燐酸石灰	四七九二
加里鹽	一五二八

◎公職適否

（調査課）

二月二十五日乃至十二月十五日間に本縣公職適否審査委員會において審査した結果總人員一一、二一五人中非該當決定數は九、七五二人である

尚各郡市別詳細は左の通りである

	審査總人員	該當決定數
和歌山市	三〇二	二
海南市	四五七	四
田邊市	二一〇	〇
新宮市	二七	〇
海南市	一〇三	〇
海草郡	二八〇	一
那賀郡	一七〇七	六
伊都郡	二九二	二
有田郡	一〇七四	六
日高郡	八六六	六
西牟婁郡	八五九	二
東牟婁郡	一三八	四
計	一二二五	五二

◎衞生統計

（衞生課）

一、從來行はれてきた配給統制機構は戰時中のゆがめられたものであつて、自由民主化の切換えとして今回配給機構の一大改革が行はれる事になり現在迄和歌山縣の唯一の配給機關であつた縣地方醫藥品配給株式會社が十二月八日を以て閉鎖される事になり殘品は急を要する醫藥品（傳染病用消毒濟）等を除く外すべて配給濟となつている

一、今回の配給機構改革にともなひ暫定的處置として去る七月より新に卸賣業者等を以て組織された地配協會が生まれ事務所は和歌山市和歌町市山ファーマシー一方に置かれた。尚この暫定醫藥品配給としての一、二三、回分は、すでに配給完了し、四、五回分は現在計畫中にて、本年中に配給する豫定、六、七回は未だ入荷せざるも一月二十日迄配給の豫定

人口動態統計

（統計法による指定統計）

去る九月一日中央に於てはその主管を內閣統計局から厚生省に移管され、縣に於ても十月一日統計課より衞生課へ移管された。

來年一月一日よりは市町村の動態事務の大部分を保健所に移されることになり目下その準備を整えている。

この統計は從來軍事財政方面に活用されてきたが近時時代の進化に伴ひこれの主目的を公衆衞生施策の根幹として、その運營主軸を衞生行政第一線機關たる保健所に置き、實際面に強く活用せんとする方向にかはつてきた。

◎住宅復興

（建築課）

住宅難になやむ我々は終戰後また本年中にどれだけ復興したかその爲どれだけ緩和されたか將來の見透しはどうであるかは最も關心をもつ問題の一つである

七月の水害及び年閭火災による消失家屋數と終戰後の復興戸數並に二十三年度建設計畫は（第二表）

終戰後の復興戸數

計畫住宅	一般住宅	其の他	合計
和歌山縣	七六六一	一三三六	八九九七
和歌山市	五三四一	三三八	五七七〇
新宮市	三四六	二九六	六四二
海南市	二二五	五〇	二六五
田邊市	一七五	五〇	二三五
那賀郡	一五八三	一三	二一九五

◎各種犯罪

（刑事課）

本年間に於ける縣內各種犯罪の發生、檢擧件數は左の通りである

發生件數		檢擧件數	檢擧人員
殺人	二七	二四	二八
強盜殺人	六	五	七
強盜強姦	二	—	—
強盜傷人	三	二五	二六
強盜	一六四	一二六	一九八
強姦	七	八	八
放火	九	六	六
窃盜	一四、〇五七	四、七二五	二、六三六
詐欺	一、一八二	一、一六三	三四四
横領	四七三	四九〇	二九九
其の他刑法犯合計	二、二七八	二、二六七	二、八九七
	八、二二八	八、八一九	六、四九九

◎衣料品の配給

（商工課）

一、故織維特別國數

1、二六、七〇〇貫割當に對し本年七月十日より現在迄約四〇、五〇〇貫の回收により越過供出を見てゐる

2、此の越過供出分については引揚者、戰災者等に對するふとん綿を作り配分する豫定

二、衣料品の配給について

九月十日を以て從來の衣料配給が切符制になり國民會低必要量である

1、足袋、靴下

2、タオル又は手拭

3、補修布

4、糸の四品目と特殊部面の消費者用（例姙婦、乳幼兒、勞務者用）品とは是非確保しなければならぬので規則に目下消費者の利便を考へ努力中であり四品目中1、2は年內又は二十三年一月中に國家より割當てられた數字の全部を現物化す可く努力中である

◎浮遊勞働力の消化

（職業安定課）

終戰後產業離職者復員軍人海外引揚者戰災者等多數の失業者益〻激增しつゝある狀況に鑑み政府に於ては昨年來公共事業の一環として職業補導所を設け之等の失業者の內で直ちに就業し得ない者に對し所要の職業補導を行ひ速かに健全な職業に就かしめ民政の安定確保を期すると共に新日本建設の基礎工作である產業復興に資することになり昨年下半期以來急速に之を實施することになつたが本縣に於ても政府のこの施策に照應し別紙の通り昨年十一月以降昨年中に五ケ所本年に入つて二ケ所計七ケ所を設置し鋭意政府の企圖する所に添ふべく努力している

左の通りである

（第一表）

和歌山市	三〇	五
新宮市	二五	四
海南市	七	一
田邊市	二八	一
海草郡	一一	一
那賀郡	一一	五
伊都郡	一五	九
日高郡	三九	一
西牟婁郡	一八一	一
東牟婁郡		
計		

◎國勢調査

（統計課）

八月一日實施した臨時農業センサスは調査の結果を供出配給その他農業諸施策に利用するため實施せられたものであるが本縣農業の勞働力、經營の內部構造と經營の經濟的生產の實態を把握することを得た

十月一日實施した臨時國勢調査は戰後產業の